

第 19 回 長野市空家等対策協議会 議事録

- ・日 時 令和6年8月23日（金）
午後1時30分から
- ・場 所 長野市役所二庁舎 10階会議室 202
- ・出席者 （委員）寺内委員、中村委員、北村純子委員、檜山委員、勝山委員、
佐藤委員、北村和也委員、小池委員、青木委員、竹内委員、
横田委員、荻原委員（欠）、
（事務局）山田課長、内山室長、小林(一)係長、小林(晴)係長、西澤主査

□ 第19回 長野市空家等対策協議会

1 開 会

事務局A：定刻となりましたので、ただいまから「第19回長野市空家等対策協議会」を開会いたします。私は本協議会の事務局を担当いたします、事務局Aでございます。議事に入るまでの間、会議の進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

長野市では、空き家対策を推進するにあたり令和4年1月に『長野市空家等対策計画』を改正し、空き家化の予防や、利活用・適正管理の促進、管理不全の解消、跡地の活用の5つの取組み方針を定め、空家等対策の様々な取組を進めているところです。本協議会は「空き家等対策の推進に関する特別措置法」第8条に基づき設置するもので、これまでも特定空家等への措置や計画の見直しのほか空家等の利活用や連携に関してご意見を伺っており、本日の協議会から4期目となるわけでございます。この度、各団体から御選出いただきました12名の皆さまに協議会委員をお願いすることとなりましたので、ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本協議会につきましては、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」の「懇談会等」にあたるため、皆様への委嘱書の交付はございませんのでご了承願います。本協議会の会議及び議事録は公開することとしておりますが、本日の議事（3）と（4）につきましては、長野市情報公開条例第7条第5号により非公開協議とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、資料につきましては、非公開議事の資料となる資料3と資料4は非公開となりますので、取り扱いに注意していただければと思います。また、本日の協議会には傍聴者はありませんが、議事録につきましては、後日、委員の皆様にご確認いただいた上で、非公開協議を除き発言者名抜きで公開させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。なお、議事録作成のため協議内容を録音させていただきますこと、併せてご了承ください。また、今年度から本会議はペーパーレス会議としておりますが、当面の間資料については、紙資料も併せて配布させていただきます。不慣れな点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。タブレットの操作方法やご不明点がございましたら、事務局に、お知らせく

ださい。本日の日程ですが、概ね15時を目途に終了させていただきます。

2 委員紹介

事務局A：続きまして、次第2の「委員の紹介」に移ります。参考資料3「長野市空家等対策協議会委員名簿」をご覧ください。本日御出席の委員の皆様を、紹介させていただきます。

国立大学法人信州大学工学部教授の寺内美紀子委員です。

公立大学法人長野県立大学グローバルマネジメント学部准教授の中村稔彦委員です。

長野県弁護士会長野在住会 弁護士の北村純子委員です。

長野県司法書士会長野支部理事の檜山大地委員です。

公益財団法人長野県建築士会ながの支部副支部長の勝山敏雄委員です。

協同組合長野県解体工事業協会北信支部解体業種政策委員会委員の佐藤貴之委員です。

長野県土地家屋調査士会北信支部支部理事の北村和也委員です。

公益財団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部副支部長の小池一夫委員です。

長野地方法務局次席登記官の青木稔典委員です。

長野市環境部長竹内孝謹委員です。

長野市建設部長横田典久委員です。

なお、荻原市長につきましては、用務によりご欠席という連絡を受けております。皆様どうぞよろしくお願いたします。続きまして事務局を紹介いたします。

(事務局自己紹介)

3 会長・副会長の選出

事務局A：続きまして、次第3の「会長・副会長の選出」に移ります。お手元の参考資料4「長野市空家等協議会要綱」をご覧ください。要綱第4第1項の規定に基づきまして、会長・副会長は委員の互選により選出していただきたいと存じます。委員互選にあたり、仮議長を事務局からご指名したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

よろしければ、仮議長には委員Aをお願いいたします。委員A仮議長席にて進行をお願いします。

委員A：仮議長を務めさせていただきます委員Aです。よろしくお願いたします。それでは、まず、会長を選出したいと思っておりますが、会長に立候補する方はいらっしゃいますか。

(なし)

それでは、会長の推薦をいただきたいと思っております。

委員B：前期に引き続き、会長には寺内委員を推薦します。

(異議なし)

委員A：会長には、寺内委員が推薦されましたが、皆様の方から異議なしということでございましたので、会長は寺内委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。次に、副会長を選出したいと思いますが、副会長に立候補する方はいらっしゃいますか。

(なし)

それでは、副会長の推薦をいただきたいと思います。

委員C：副会長には、勝山委員を推薦します。

委員A：委員Cの方から副会長には、勝山委員が推薦されましたが、ご異議ございますでしょうか。

(異議なし)

それでは、副会長は、勝山委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。委員の皆様のご協力をいただき、非常にスムーズに、会長・副会長の選任について、無事終了することができました。それでは司会進行につきましては、事務局にお返しいたします。

事務局A：ありがとうございました。それでは、寺内委員には会長に、勝山委員には副会長にご就任いただきたいと思ひます。寺内委員には会長席に、勝山委員には副会長席に移動願ひます。

それでは、選任されました会長、副会長からごあいさつを頂きたいと存じます。

(あいさつ)

事務局A：ありがとうございました。

4 議 事

事務局A：それでは、4の議事に移ります。委員の皆様にはそれぞれの専門分野でのお立場から、様々なご意見やご提案などを頂戴したいと存じます。

まず、お手元配布させていただきました参考資料4「長野市空家等対策協議会要綱をご覧ください。要綱第5第1項により「会長が会議の議長となる。」としております。これより、議事進行につきましては寺内会長にお任せしたいと存じます。それでは、寺内会長よろしくお願ひします。

会長：それでは、これからは、私が司会を務めさせていただきます。第4期の第1回目となりますが、会議が円滑に進みますよう、皆さまのご協力をお願ひします。事務局から議事(1)と(2)について、説明をお願ひします。

事務局B：それでは、説明させていただきます。議事（1）と（2）を続けて説明させていただきます、そのあと質問の時間をとらせていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、（1）「空き家等対策の取組状況及び情報共有について」私からご説明いたします。始めに「取組状況」について、資料1をご覧ください。この資料は、長野市空き家等対策計画の中で定めている5つの取組方針とこれらを支える施策の具体的な取組について、7月31日現在の実施状況をまとめたものとなります。

まず、「1. 発生の抑制」の取組状況についてご説明いたします。一つ目のマル「市民への情報発信」について、ご覧のとおり取組を行っております。居住用家屋が空き家となる最大の契機が相続時であることが判明していますが、その相続のタイミングで空き家となり放置されてしまうことがないように、あらかじめ所有者やその家族で活かし方（活用）、見守り方（管理）、仕舞い方（除却）を考えていただくようさまざまな場面で、周知啓発を行っております。黒ポツ一番下の「長野市住まいのエンディングノート作成の検討」については、新たな取組となりますので、この後、議事（2）でご説明いたします。

二つ目のマル「住み続けるための支援」について、木造住宅の無料耐震診断や耐震改修工事への補助の取組がありますが、昨年の能登半島地震や先日も南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表もありましたが、大変関心が高く4ヶ月でご覧のとおり件数となっております。8月19日現在、診断の受付件数は、予算の350件に達した状況となっております。昨年は、診断220件、改修32件という状況でしたので、診断は昨年の1.5倍、改修は2倍の件数となっております。

次に、「2. 利活用の促進」について、ご説明いたします。この取組については、本市の移住推進課や商工労働課、まちづくり課が主に実施している取組となります。一つ目のマル、空き家バンクの登録状況ですが、計画では、令和8年度末の累計登録件数の目標を600件、累計成約率を60%以上としております。7月末現在、ご覧のとおり累計件数で成約率は約71.3%となっており、目標達成可能な状況です。今年度、既に66件の申請が来ている状況で昨年度の実績が76件ですので、4ヶ月で昨年度の9割ほどの申請が来ているという状況です。

二つ目のマル、移住者空き家改修等補助についてはご覧のとおり状況です。

三つ目のマル、中心市街地の空き店舗の活用を促進するため事業者が中心市街地の空き店舗等に出店するために要する改修費等に補助する「まちなかパワーアップ空き店舗活用事業補助」につきましては、交付決定は2件ですが相談は沢山きているとのことで、これから申請が来るのではという状況です。前回の協議会で委員Dから、この事業の需要と予算配分についてご意見をいただきました。このことについて、商工労働課に確認したところ、実績としまして令和3年度8件、令和4年度7件、前報告しました令和5年度12件となっており、令和4年度までは予算に達する申請はなく令和5年度はコロナ禍明けということもあり、予算を上回る申請があったとのことです。そこで、今年度は令和5年度実績、伸び率等を考慮し、18件分の予算に増額したとのことです。

四つ目のマル、中心市街地遊休不動産活用事業のひとつであるリノベーションされた店舗などを巡る「ながの門前まちあるき」ですが、8回実施し計52名の参加があり引き続き実施してまいります。

次に「3. 適正管理の促進」の取組状況についてご説明いたします。はじめに、今期からの委員の方もいらっしゃいますので、空家法での空家等の物的状態に応じた分類について、ご説明いたします。空家法では、「1年間全く使用していない」建築物等を「空家等」と定義しています。例えば、「盆・暮れに利用している」建築物等は空家法の「空家等」には該当しないこととなります。この空家等に該当し、「周囲に著しい悪影響を及ぼす空家」を「特定空家等」として定義しており、また、昨年改正空家法で「放置すれば特定空家等になるおそれのある空家」を新たに「管理不全空家等」と規定しております。

それでは、一つ目のマルの「空き家管理指針の周知・啓発」についてですが、ただいまご説明いたしました、「管理不全空家等」の判断をする前に所有者などに、空き家の適切な管理、点検修繕方法について、助言、周知・啓発するものですが、現在、苦情相談などで把握した空き家の所有者など75件に対し実施しております。このほか、窓口や相談会で、管理や点検方法を記載したリーフレットを配布、配置し周知・啓発を行っております。

二つ目のマル「空き家管理事業者登録・紹介制度」については、現在42社を登録・紹介中でございます。

三つ目のマル「管理不全空家等判断基準」については、前回の本協議会でご説明、ご協議していただきましたが、5月27日からこの基準を適用しております。今後、先ほどご説明しました管理指針に基づき助言したにもかかわらず、正当な理由なく改善しない場合は、この基準により判断してまいります。その結果、適切な管理が行われていないことにより管理不全空家等に該当した場合は早期に指導し、それでも改善されない場合は、勧告、住宅用地特例適用対象除外となります。

次に「4. 管理不全の解消」の取組状況についてご説明いたします。

一つ目のマルの「老朽危険空き家解体事業補助」ですが、改正空家法の施行や相続登記義務化がスタートしたこと、からか、昨年より1ヶ月早く予算の件数を達成する状況となっております。

二つ目のマル「所有者不明土地・建物管理制度等を活用した管理不全空家等の解消事業」については、のちほど議事(3)でご説明いたします。

三つ目のマル「苦情相談対応」については、ご覧のとおりで、営業日1日当たり1.2件の苦情相談を受け対応している状況です。

次に「5. 跡地の活用」の空き家解体跡地利活用事業補助は、空き家解体跡地の活用を促進するため、空き家解体後1年以内に住宅や店舗を建設する場合に、その工事費に補助金を交付するものですが、1件の予算付けで審査中と記載されておりますが8月8日付で交付決定いたしました。

「6. 5つの取組方針の施策を支える事業」として、一つ目のマルの「空き家等対策

協議会」ですが、本日、第4期の委員の皆様による第1回目の協議会を開催しております。

二つ目のマルですが、委員の皆様の中にもお忙しいところご出席いただいておりますが、明日も開催いたしますワンストップ相談会や、三つ目のマルですが、特定困難な所有者相続関係調査を司法書士会に委託する業務ですが、現在、委員Eにも、ご協力いただき実施中でございます。

最後に、計画全体のものとして「7. 次期計画の策定準備」についてですが、本協議会でも意見をいただいておりますが、来年度、実施予定の空家等実態調査についてのちほど議事（4）でご説明いたします。

取組状況のご説明については、以上となります。

続きまして、国の空き家関連の情報2点について、共有させていただきます。はじめに、参考資料1-1「土地基本方針の変更の概要」をご覧ください。これは、今年6月11日に閣議決定した「土地基本方針の概要」について、国土交通省が公表した資料となります。この土地基本方針は、土地基本法に基づき法務、国交、農林、総務省で一体性を持って時代の要請に対応した土地政策が講じられるよう、施策の基本的な方向性をとりまとめるものです。今回の新しい土地基本方針においては、資料上段の基本的な考え方、右側に記載のあるとおり「サステナブルな土地の利用・管理」の実現を全体目標とし、国土の有効利用や、適正な管理を進めるものとなっています。ここで空き家に関連する土地政策については赤枠の部分となりますが、所有者不明土地を含む空き家と空き地の一体的な推進や、低未利用土地のマッチングの推進について記載されています。

次に、参考資料1-2「不動産業による空き家対策推進プログラム」について情報共有させていただきます。昨年の改正空き家法に適正な管理と早期活用を推進することが盛り込まれたところですが、これを受け今年の6月21日に国土交通省は「空き家対策推進プログラム」という施策パッケージを公表しました。委員Fにおかれましては、専門分野で既にご存じかと思いますが、このプログラムは空き家や空き室、空き地の流通促進について、「発生から流通・利活用まで、一括して所有者をサポートするノウハウに優れる」不動産業者が、そのノウハウを存分に活かせるよう後押しするための施策パッケージです。不動産業者の課題となる活用に適した空き家が市場に出てこない、空き家はビジネスになりにくい等に対応するものとなっており、空き家の管理や仲介を安定した収入につなげることで、空き家の活用が活発になることを目指すものとしております。

また、「物件対応は不動産業者に任せ、自治体は移住促進や二地域居住促進など地域活性化による空き家ニーズの掘り起こしに注力する」など、プログラムの施策を官民一体となって実行していくことにより、空き家対策が一層進むことを期待しているということです。

2ページの概要をご覧ください。上段の青色部分マル1から4については、空き家の所有者への相談体制の強化や官民一体となった情報発信の強化など、流通に適した空き

家等の掘り起こしについて、対応が記載されています。下段の緑色部分マル1の不動産業者が受け取る媒介報酬の上限見直しについては、低廉な空き家については、売買価格800万円までは手数料の上限額を一律33万円と規定し、7月1日から施行となっております。

次にその右横のマル3媒介業務に含まれないコンサルティング業務の促進について、ご説明いたします。空き家発生の入り口から流通・活用の出口まで、不動産業が一括して所有者をサポートできる不動産コンサルティングサービス、例えば、空き家等の活用等に係る課題整理、相続に係る相談、空き家等の活用方針の提案・比較などについて、媒介に先立ち又は媒介とは別に、所有者等に対して行われる助言、総合調整等を行うものでこの認知度の向上を図るというものです。

また、媒介報酬とは別に報酬を受けられることも明確化するものです。最後に、左下のマル2「空き家管理受託のガイドライン」の策定・普及についてご説明します。3ページをご覧ください。このガイドラインの趣旨や目的ですが、上部黄色部分のマルをご覧ください。空き家戸数の増加や空家法改正に伴う所有者の責任強化を受け、管理サービスへの需要が拡大する可能性や、現在、空き家の管理は本市の空き家管理事業者登録・紹介制度のように様々な主体がサービスを提供しておりますが、その業務の具体的なルール、適正化を図る制度はありません。そして、空き家の一体的なサービスの提供が可能な不動産業は、所有者の高い信頼を得る必要があります。このようなことから不動産業者を主な対象に、空き家「管理」を受託する際の「標準的なルール」をガイドラインにまとめ「空き家管理業」と位置付け、管理の受託を促進するものです。このガイドラインにおいて想定する「空き家」については、空家法の空家等とは、空き室が含まれるなど、異なる定義となっております。また、管理の対象として所有者等が流通・利活用に適した状態を維持する意向を示しているか、将来的な流通・利活用について検討する意向を示しているものを主に念頭に置いています。ガイドラインの概要については、下段の相談、契約、管理作業の三つの場面に応じて、それぞれご覧のようなポイントが整理されています。4ページ、5ページをご覧ください。これをもう少し、詳しくまとめた概要の資料となっております。

また、のちほどご覧いただきたいと思いますが、マル1総論(1)「空家法」や同法に基づく「管理指針」について知っておきましょう。という空き家法との関係や、②空き家管理の相談を受けたときの二つ目のポツの空家法に規定する「管理不全空家等」及び「特定空家等」として指導・勧告の対象となっている空き家や管理不全状態にある空き家は受託しない。など空家法とも関係も整理されております。

次に6ページ目をご覧ください。これまで説明してきました「不動産業による空き家対策推進プログラム」の策定に伴って、7月1日に施行となりました「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」(通達)の改正概要の資料となっております。これまで説明いたしました内容とおおむね同様でございますので、説明は省略させていただきます。

私からの説明は、以上でございます。

事務局C：続きまして、私からは、「長野市住まいのエンディングノートについて」ご説明させていただきます。全国空き家対策推進協議会が、6月に国土交通省及び日本司法書士会連合会と協力して「住まいのエンディングノート」を作成しました。参考資料2-1をご覧ください。今まで、法務局と司法書士会で作成したエンディングノートがございましたが、こちらは住まいに特化したエンディングノートとなっております。放置空き家の発生を防ぐため、住まいを相続した方へ住まいや土地などの情報を伝えていくことに加え、元気なうちから住まいの将来をご家族で話し合うきっかけとして使用していただくことを狙いとしているものです。この「エンディングノート」は、家系図や、建物・土地の所有状況に加え、これらを将来どうしたいかなどの情報を住まいの所有者が記入できるものとなっております。また、家族で一緒に住まいの将来を考えるきっかけとして活用いただけるほか、住まいの「活かし方」「しまいかた」に関する制度や手続きへの理解を深めるために活用いただくことができます。このノートが広く活用されることで、放置空き家の発生抑制や空き家の適切な管理につながるなど、空き家問題への対応の一助となることが期待されています。このエンディングノートの基本形に、当市の情報を加えて、独自の「長野市住まいのエンディングノート」を作成したいと考えております。

参考資料2-2をご覧ください。こちらの加除式コラムにつきましては、作成する市町村の判断で追加をすることが出来ます。現在、空き家対策ワーキンググループメンバーや委員Eと相談しながら、長野市としてはどのコラムを掲載するか等を協議しているところでございます。

資料の2をご覧ください。今後のスケジュールとなります。先ほどご説明した通り、現在、協議をしておりますが、今年度末までには「長野市住まいのエンディングノート」作成する予定でございます。来年度には、作成しました「長野市住まいのエンディングノート」を支所の窓口や高齢者施設等に設置し、広く活用していただくよう働きかけていきたいと考えております。

また、他市町村の動向についてですが、まだ公表されたばかりなので、作成したという市町村は確認できておりませんが、ホームページなどに掲載し始めている市町村が数市あるというような状況でございます。今後も他市町村の動向も確認していきながら、進めていきたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

会長：ただいま、事務局から議事（1）と（2）について、説明いただきました。それでは、事務局からの説明を踏まえ質問やご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

私から1つよろしいでしょうか。「住まいのエンディングノート」には、色々書けるようになっていますが、これはメモのような感じなのでしょうか。それとも、意向や要望を書いた場合は、遺言書との関係はよく分からないのですが、法的に有効なのでしょうか？

事務局C：法的な有効性はありませんが、今後家をどうしていこうかということを経営で話し合うきっかけに使っていただければと考えています。

会長：そうすると、家族にとってもエンディングノートを書きましたということが、分かっていないと有効に使えないわけですので、持ち主だけでなく、家族に対しても、このようなエンディングノートがあるということを、告知をしたり、認知度を上げるための工夫をしていかないといけないと思いますが、市役所としてできることはどの辺りにあると思いますか。

事務局C：若い人たちは、空き家の問題が自分たちの問題ではないと考えている人が多いので、これをきっかけにご家族で話し合ってもらって、空き家にさせないということが大事だと思っています。みなさんに使っていただけるように周知方法も工夫していきたいと思っています。

会長：これをやることで、何かメリットがあるとか、インセンティブがあってやるとか、何かお得なことがあってやるとか、何かないと丁寧な人はやるのでしょうかけれども、これをやることによるメリットが感じられないとやらないのではないのでしょうか。実際空き家にならないための予防策としては有効だと思いますし、いい試みだとは思いますが、どう広めて、どう定着させていくかということが大切になってくると思います。

事務局C：ありがとうございます。検討していきたいと思っています。

会長：他によろしいでしょうか。

委員D：1点だけいいでしょうか。長野市はかなり他の市よりも色々なアプローチが進んでいて、様々な利活用の促進で、色々な予算がついて、色々な告知がされていると思うのですが、告知の仕方ということに関して言うと、実際の告知の部分はどうなのかなと、充分ではないのではないかと色々な審議会に出ていると思うことがあります。例えば、ホームページであるとか、広報誌に出す等ということは一般的なのですけれども、実際、ホームページや広報誌をご覧になっていない方が意外と多くて、そういう場合の対処法として、それ以外の部分についても、告知を徹底させる必要があるのではないかと思います。例えばどういうことかということ、空き家だったら、空き家に関連するような様々な事業関係者の方にチラシを配るなり、そういったものを、宅地建物取扱業者とか不動産会社とか建築会社とか、そういった確実に興味のある方のところにチラシを配って、みなさんが知るところとなり、こういう制度があって、それを活用すれば楽に対処できますよというのが全体的に、民間も通じて徹底できれば、もう少し活用できるのかなと思います。例えば、商店街の空き家が沢山あるのであれば、ぜひそれを補助する

制度等を業界や色々な分野に対して働きかけをもっとすれば、有効に利用していただけるのではないかとこのころがあります。その辺りがどのくらいまで告知されているのか、もしこれを課題だとするのであれば、今後どのようにしていくのかお伺いしたい。

事務局B：我々も、今までは空き家を持っている人ですとか対象が限定的だったのですが、先ほどのエンディングノートもそうなのですが、空き家になる前に様々なご家族とか、例えばあまり建物に関係ない方についても、そういった周知をしたいということで、昨年からは図書館に特設コーナーを設けて、誰でも見られるような場所での周知であったり、住宅フェアがあれば活用したり、そういう次の周知方法、告知方法を検討しているところでございます。今のまちづくりとか中心市街地に付きましても、同じようにもっと広めていくにはどうしたらいいか、それぞれのセクションで考えているところですので、いただいた意見をまた各課に伝えまして、更に拡大していければと思います。

委員D：意外に実は、制度について知らない方が多くて、だから利用しないというところがあります。今、やはり行政の大きな課題というのは、告知の仕方だと思います。施策は非常にいいのだけれど、告知の仕方があまり充分でなくて、市民に伝わっていないケースが非常に多いと思います。これは長野市に限った話ではないのですが、そういった意味で言いますと、告知は大切で、色々な業界を巻き込みながら告知をすることで、それが業界の活性化にもつながっていきますし、街の活性化にもつながっていくと思います。そういった視点で捉えていただければと思います。

事務局B：分かりました。ありがとうございます。

会長：よろしいでしょうか。傍聴者はおりませんので、それでは、議事（3）と（4）について、説明をお願いします。

（議事非公開）

会長：よろしいでしょうか。今回、第4期の委員による1回目の協議会でしたが、委員の皆さまのご協力により、無事、議長を務めることができました。ありがとうございます。これをもちまして本日の議事は全て終了しました。進行を事務局にお返しします。よろしくをお願いします。

事務局A：委員の皆さま方、大変貴重な御意見を頂きありがとうございました。

5 その他

事務局A：それでは、5のその他として、ご意見、ご感想があればお願いします。

(各委員から今日の感想、ご意見)
その他、事務局から何かありますか。
(ありません)

6 第20回協議会の予定

事務局A：次回、第20回の協議会について事務局から説明します。

事務局D：次回の日程につきましては、会場の都合もあり大変申し訳ありませんが、事前にご案内いたしました12月24日の火曜日に開催いたします。時間は、本日と同じ1時30分より、ここ会議室202で開催しますのでよろしくお願いいたします。委員の皆さまにはお忙しい中、恐縮とは存じますが日程調整のほどよろしくお願い申し上げます。なお、次回の協議会資料につきましては、ペーパーレス化に伴い、届け出いただきましたアドレス宛に、開催日のおおむね1週間前にデータ送付させていただきたいと思っております。部外秘の資料につきましては、本日のように当日配布し、タブレットでも見られるようにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6 閉会

事務局A：長時間に渡るご討議、大変お疲れさまでした。本日、第4期の協議会がスタートとなったわけですが、委員の皆様方には2年間の任期となりますが、専門的な立場から、ご提案やご意見をいただき、連携して空き家対策を進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上をもちまして、第19回長野市空き家等対策協議会を閉会いたします。ありがとうございました。